

みんなで まちづくり

発行
埼玉県草加市

編集

総合政策部
みんなでまちづくり課

〒340-8550 草加市高砂1丁目1番1号

☎ 048-922-0796

☎ 048-924-8672

ホームページ <http://www.city.soka.saitama.jp>



「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」が平成16年10月1日に施行され、早2年が過ぎました。今回は、条例に基づくこれまでの具体的な取り組み状況についてお知らせします。これからも、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを、市民のみなさんと共に進めてまいります。

提案でまちづくりが進みました！ ～ みんなでまちづくり会議の成果を紹介します ～



瀬崎蒲原公園第1期工事完成予定図

平成17年度の第1回「みんなでまちづくり会議」で、まちづくり登録員である瀬崎まちづくり市民会議から、瀬崎町東部にある蒲原公園の再生計画が提案されました。

この計画は、3年ほど前から瀬崎まちづくり市民会議が「せざき蒲原公園再生検討委員会」を組織し、地域の意見を募り『軽スポーツを身近に楽しめる公園』にしたいと、整備や運営の考え方をまとめたものです。

この会議提案内容を聞いた他の登録員からの意見等もふまえ、市は同公園の再整備事業に取り組みこととしました。

その後、地域との話し合いを進め、平成18年度から3か年かけて整備することが決まりました。

なお、整備された後の管理やルールづくりは、「せざき蒲原公園運営委員会」が行うこととなります。

瀬崎蒲原公園 がばら



整備前

整備予定地



ふれあい通り 親水緑道

平成17年度の第3回「みんなでまちづくり会議」で、まちづくり登録員である瀬崎まちづくり市民会議から、瀬崎町地内にある水路を「ふれあい通り親水緑道」にしたいとの計画が提案されました。

この案件には、提案に対する市の回答も含め計4回の会議で話し合われました。

この計画案は、4年ほど前から瀬崎まちづくり市民会議が「ふれあい通り親水緑道推進委員会」を組織し、地域に計画案を公表し意見を反映させながら作成したものでした。

この提案には、他の登録員からも、水路の蓋かけを補修する必要性や、親水化のあり方など、様々な意見や新たな提案も出されました。

市は、当初は水路に蓋かけを行い、通路として整備し、今後5年を目途に地域と話し合いを進め、親水緑道の整備を行っていくこととしました。

みんなでまちづくり 自治基本条例特集号

- 1 面 ● 提案でまちづくりが進みました！
- 2・3 面 ● 条例に基づく取り組み
- 4 面 ● 条例について・登録員募集・ふるさとまちづくり応援基金助成事業の募集

※「みんなでまちづくり会議」「まちづくり登録員」についての説明は2・4面をご覧ください。

平成18年度の第2回「みんなでまちづくり会議」で、まちづくり登録員である船戸良一氏から、「みんなでまちづくり会議を活性化するには」との提案がされました。

この提案は、登録員による「みんなでまちづくり会議を考える会」が5回にわたる話し合いを行う中で、会議運用上の問題点を6点挙げ、市に改善を図るよう提案されたものです。

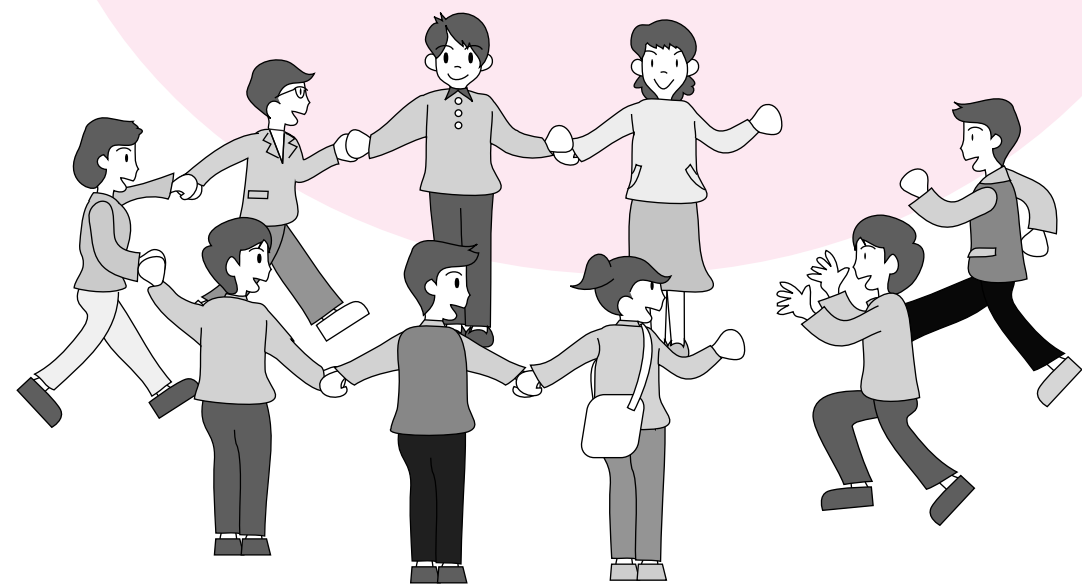
市は、会議運用上の問題点についての検証を行うため、組織を設置し、みんなでまちづくり会議の活性化に取り組んでいくこととしました。

平成19年度から、市民代表・有識者で構成される検証委員会を設置し、検討を始める予定です。

会議の活性化

（仮称） 市民活動センター （第21.22条関係）

市民の様々な自主的活動に対する相談や助言、情報や技術を提供するための拠点施設として、平成19年度に開設します。既に活動している団体のみなさんが活動する場として、また、団体同士の交流による新しい関係づくりの場として、さらに、これから活動しよう、参加しようと考えている人たちの活躍の場として、センターの開設に向けて、市民の皆さんと一緒に準備を進めています。



ふるさとまちづくり 応援基金（第20条関係）

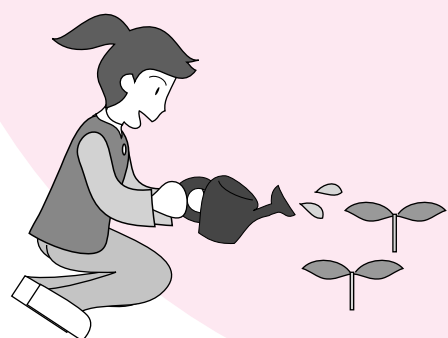
この基金は、住み良いまちづくりをめざす市民の皆さんの主体的な活動を応援することを目的としています。市では毎年度、草加市を舞台に非営利の活動を行っている団体や事業の企画に対し基金から助成を行っています。

助成は、平成16年度から3年で延べ66団体、3,477万円の助成を行ってきました。

現在、19年度の応募要項・用紙を配布中です！詳しくは4面で！



公開審査会の様子



「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は
～だれもが幸せなまち～
を目指します。

草加市みんなでまちづくり 自治基本条例

《前文》より

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

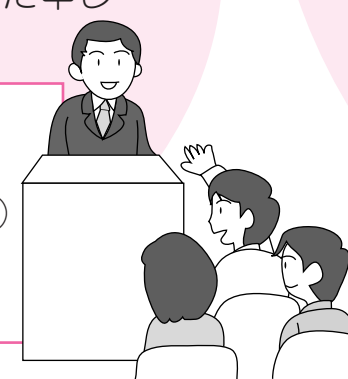
まちづくり講座（第18条関係）

市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、平成14年度からまちづくり講座を開催しています。

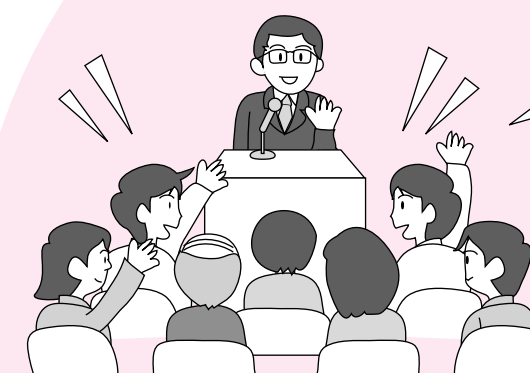
今まで、NPOに関する講座、地域のまちづくりを進めるための講座、他市の事例を参考にした協働によるまちづくりの講座などを行ってきました。

今年度は、下記の講座を開催します。興味のある方でまだ申し込んでいない方は、お早めに！

3月10日（土） 講師：卯月盛夫氏（早稲田大学教授）
「これからの“まちづくりセンター”に求められるもの」
3月24日（土） 講師：林 泰義氏（NPO法人玉川まちづくりハウス運営委員）
「これからの“NPOと行政の協働”に求められるもの」
※共に、草加市文化会館第1会議室 午後2時から午後4時

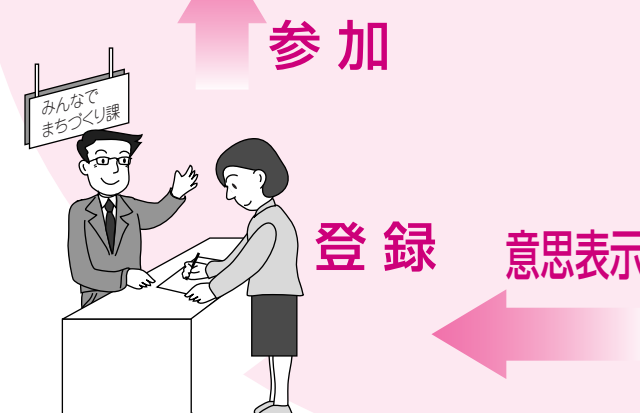


みんなでまちづくり会議（第26条関係）



市は、会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努め、反映結果を公表します。

市民（草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体）



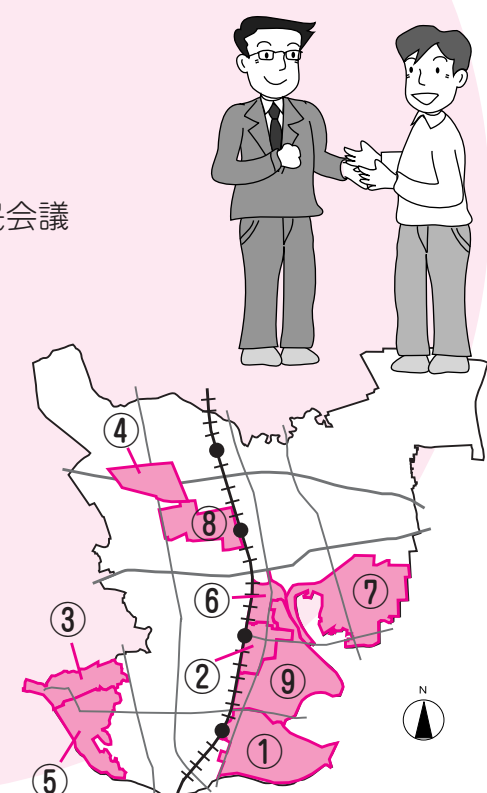
まちづくり会議に
参加したい！
提案したい！

地区まちづくりの支援（第19条関係）

市では、地域で独自のテーマを設定し、活動を進めるまちづくり活動団体の支援に力を入れています。まちづくり活動の企画検討から、情報発信、将来像を考えた計画づくりとその実現までを、協働により進めています。現在、市内9地区で事業を展開しています。今後も、その範囲を広げていきます。

《支援地区》

- ① 瀬崎まちづくり市民会議
- ② 高砂住吉中央（TSC）地区まちづくり市民会議
- ③ あすまっふ会（遊馬町まちづくり会）
- ④ 新善町まちづくり実行委員会
- ⑤ 新里町会まちづくり実行委員会
- ⑥ 四・五・六丁目まちづくり協議会
- ⑦ 草加稻荷ブロック
- ⑧ 草加松原団地自治会まちづくり部会
- ⑨ 草加東部ブロック



みんなでまちづくり自治基本条例

どんなことが定められているのでしょうか？

草加市の最高規範として次のような市政の根本原則・方針が定められています。

① 草加市のまちづくりの基本方針・基本原則（第2章）

- ・すべての市民が参画できるまちづくり
- ・市民の自立と自律によるまちづくり
- ・市民主体のまちづくり

② 市民の権利・責務（第3章）

- ・市民は市のまちづくりに関し、意見を表明し、提案し、行う権利を有しています。
- ・市民はまちづくりの主体者として自覚し、自らの発言と行動に責任を持ちます。

③ 議員の責務・市議会の責務（第4章）

- ・議員は常に公益の実現に努めます。
- ・市議会は、市の最高意思決定機関であり、行政活動の調査・監視に努めます。

④ 市長の責務・市の責務（第5章）

- ・市長は、市政の最高責任者であり、市政の執行に当たります。
- ・市は、基本構想・基本計画に沿ったまちづくりを市民の参画をもって進めます。

⑤ 市政運営（第6章）

- ・市が市民とのパートナーシップによるまちづくりを進めるうえで、市民に果たさなければならない具体的な方法が定められています。
- ・市政の説明責任・応答責任
- ・情報公開と情報共有
- ・個人情報保護
- ・パブリックコメント（重要な条例の制定や計画をつくる際に事前に案を公表し、市民の意見を聴く制度。）
- ・審議会委員などの公募
- ・評価の実施・公表

⑥ 住民投票（第9章）

- ・市長は、市政の重要事項について市民の意見を確認するため、住民投票を実施できます。また、市民及び市議会も住民投票の実施を求めることができます。

⑦ 条例の検証（第10章）

- ・条例が市政運営及びパートナーシップによるまちづくりに機能しているか、5年以内ごとに検証します。

草加市の自治基本条例の特色は

草加市の自治基本条例が他の市町村の自治基本条例にない特色は、市民が市のまちづくりに参画する際の環境整備（第7章）やその手続き（第8章）について具体的に定めていることです。

市は、この2つの規定の実現に向けて条例の運用に、取り組んでいます。（1面～3面にその取り組みについて紹介しています）

また、この条例の課題となっている市民の皆様への普及啓発は、この具体的な取り組みを実現し、発展させることにより進んでいくのではと考えております。



みんなでまちづくり会議の様子

ふるさとまちづくり 応援基金の助成応募 団体を募集!!

平成19年度に同基金による助成を希望する団体を募集します。

■部門・助成額

はじめよう（まちづくり初動期助成）部門：1団体あたり10万円限度

そだてよう（団体運営助成）部門：1団体あたり100万円限度。ただし、継続応募の場合は、助成上限額が減額されます。

うごかそう（まちづくり活動助成）部門：1件あたり80万円限度

ありがとう（まちづくり顕彰）

■部門：1団体50万円

■対象 3人以上の団体・事業者による平成19年4月から20年3月までの地域に根ざしたコミュニティ活動、特定の活動テーマで市民に働きかける活動などの非営利のまちづくり活動が対象。草加市を舞台とした活動であれば市内在住・在勤・在学は問いません。

申し込みは、3月23日（金）までに応募・推薦用紙に必要事項を記入して、市役所みんなでまちづくり課へ持参か郵送で（応募最終日の消印有効）。

応募要項は市役所、サービス

センター、コミュニティセンター、公民館・文化センター、中央図書館、草加市文化会館で配布。市役所ホームページ（みんなでまちづくり課）からダウンロード可能。

助成は、助成応募団体の中から応募用紙、公開プレゼンテーションを参考にふるさとまちづくり応援基金運営委員会が助成団体・助成額を審査し、決定します。

☎ みんなでまちづくり課
922・0151
☎ 1583

『まちづくり登録員』を募集しています！

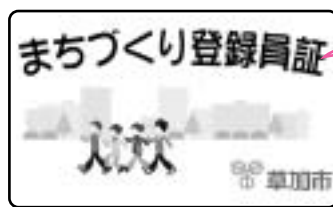
現在、まちづくり登録員は36人（団体）です。

登録員になると、みんなでまちづくり会議に議題の提案をする事ができ、みんなでまちづくり会議に出席をして、発言ができるようになります。

提案できる内容

- (1) まちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

みなさんも、一緒に草加のまちづくりを考えませんか？



登録員証 表

登録をすると、
このようなカードが
発行されます



登録員証 裏

登録員の申請書等資料は、みんなでまちづくり課のほか、市役所情報コーナー、サービスセンター、コミュニティセンター、公民館、文化センターで配布しています。

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」や規則の全文は、市役所ホームページの例規集で閲覧できます。

また、みんなでまちづくり課の事業紹介や各種書類は、市役所ホームページ（暮らしのガイド／行政組織（電話番号一覧）／みんなでまちづくり課）でご覧になれます。